

《参考様式1》

## 一般運送契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎 (以下「発注者」という。) と 株式会社△△△タクシー (以下「受注者」という。) は、公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 車種及び登録番号 乗用自動車 旭川〇〇〇 あ ××-××
- 台数 1台
- 使用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円 (消費税を含む。)  
内訳 1日〇〇,〇〇〇円×〇日間
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 印

受注者 住所 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の1  
名称 株式会社△△△タクシー  
代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

《参考様式2》

## 自動車賃貸借契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎 (以下「発注者」という。) と 株式会社△△△レンタカー (以下「受注者」という。) は、公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 車種及び登録番号 乗用自動車 旭川〇〇〇 あ ××-××
- 台数 1台
- 使用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円 (消費税を含む。)  
内訳 1日〇〇〇〇〇円×〇日間
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 @

受注者 住所 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の1  
名称 株式会社△△△レンタカー  
代表者 代表取締役 〇〇〇〇 @

《参考様式3》

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎（以下「発注者」という。）と 株式会社〇〇〇燃料店（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 供給期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 供給場所 東川町〇町〇丁目〇番〇号
- 供給を受ける自動車の登録番号 旭川〇〇〇 あ ××-××
- 契約金額 単価1リットル当たり〇〇〇円（消費税を含む。）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 ㊟

受注者 住所 東川町〇〇町〇丁目〇番地の1  
名称 株式会社〇〇〇燃料店  
代表者 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

《参考様式4》

## 選挙運動用自動車の運転手雇用契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎（以下「発注者」という。）と 東川 〇男（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定による選挙運動用自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 2 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円  
(1日につき〇,〇〇〇円)
- 3 運転する自動車の登録番号 旭川〇〇〇 あ ××-××
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 ㊟

受注者 住所 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の1  
氏名 東川 〇男 ㊟

《参考様式5》

## 選挙運動用ビラ作成契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎 (以下「発注者」という。) と 株式会社〇〇印刷 (以下「受注者」という。) は、公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラ
- 数量 〇〇〇〇枚
- 金額 〇〇, 〇〇〇円 (単価〇〇円) (消費税を含む。)
- 納期 令和〇年〇月〇日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 ㊟

受注者 住所 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の1  
名称 株式会社〇〇印刷  
代表者 代表取締役 東川 〇男 ㊟

《参考様式6》

## 選挙運動用ポスター作成契約書

東川町議会議員一般選挙候補者 東川 太郎（以下「発注者」という。）と 株式会社〇〇印刷（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスター
- 数量 〇〇〇〇枚
- 金額 〇〇, 〇〇〇円（単価〇〇円）（消費税を含む。）
- 納期 令和〇年〇月〇日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東川町議会議員及び東川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、東川町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、東川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東川町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 東川町議会議員一般選挙候補者  
住所 東川町東町1丁目16番1号  
氏名 東川 太郎 ㊟

受注者 住所 北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の1  
名称 株式会社〇〇印刷  
代表者 代表取締役 東川 〇男 ㊟